



「内部統制報告制度に関する Q&A」 ー追加された Q&A のポイントー

1. はじめに

上場企業に対しては、平成 20 年（2008 年）4 月以降に開始する事業年度より、金融商品取引法に基づく内部統制の評価・報告制度（いわゆる日本版 SOX 法）が適用されている。これに関し、平成 20 年（2008 年）6 月 24 日、金融庁は「内部統制報告制度に関する Q&A」（平成 19 年（2007 年）10 月 1 日発行）に 47 問の Q&A を追加した（以下、「追加 Q&A」とする）。本稿では、すでに内部統制に取り組んでいる各企業が、内部統制の主旨を再確認することを目的として追加 Q&A のポイントを示す。

なお、金融庁は追加 Q&A のポイントとして以下の項目を示しているが、本稿ではこれら以外のポイントについて解説する。

- ・重要な欠陥の意義
- ・中小規模企業の特性に応じた内部統制の取扱い
- ・評価範囲外から重要な欠陥が発見された場合の内部統制報告書の訂正

2. 追加 Q&A のポイント

2-1. 経営者が積極的に意思決定をおこなうことが重要（問 26、問 28、問 30）

重要な事業拠点（例えば、売上高の 2/3 に含まれる拠点）における重要な勘定科目（例えば、売上）のすべてを評価対象とする必要はない。評価範囲は、経営者がリスクを勘案して判断するものである。例えば、売上に至る業務プロセスのうち、売上高の 5% に満たないものを評価範囲から外することなどが可能である。

また、実施基準では「例えば、売上高の概ね 2/3 程度の拠点を評価対象とする」と示されているのであって、2/3 を超える・超えないの議論にこだわることは日本版 SOX 法対応の本質ではない。評価範囲をどの程度にするのかは、事業の特性等から経営者が判断することであり、必ずしも 2/3 を超える必要はない。ただし、全社的な内部統制が有効であることが前提である。

さらに、経営者は自らが内部統制の評価をすることが必要であり、他者の評価結果をもって経営者の評価とすることはできない。例えば、会社法に基づく監査役の監査結果をもって、経営者による評価に代えることなどはできない。ただし、経営者の評価を補助するために内部監査部門や外部の専門家等を活用することは可能である。

2-2. すべてのリスクを網羅的に対応する必要はない（問 44）

リスクの識別・対応においては、業務プロセスにおけるリスクをすべて網羅的に識別・対応する必要はない。リスクのうち、重要な虚偽記載が発生するリスクを識別し対応すれば良い。微細なリスクにこだわるのではなく、真に対応するべきリスクに適切に対応していくことが重要である。

2-3. 子会社は子会社なりの内部統制をおこなえば良い（問 31）

“全社的な内部統制”については、すべてのグループ会社で整備・運用するものであるが、その具体的な内容については、親会社と子会社とで異なるものとすることも可能である。企業の組織構造や人員を勘案し、現実的な“全社的な内部統制”をおこなえば良い。

2-4. 経営者は、評価対象の業務プロセスについて、すべてをウォークスルーにより評価する必要はない（問 33）

評価対象の業務プロセスについて、取引の開始から取引記録が財務諸表に計上されるまでの流れを追跡する手続き（ウォークスルー）は、必ずしも経営者が実施すべきものではない。経営者は、現場の担当者がウォークスルーを実施することを定めた上で、関連文書の閲覧や担当者への質問等、適切な評価方法を選択すれば良い。逆に言えば、経営者は何らかの方法で必ず評価を実施しなければならない。

2-5. 運用状況の評価は、期末日以前でも期末日以後でも良い（問 35、問 45）

期末日以前の期中に運用状況の評価をした場合、期末日までに内部統制に重要な変更がない場合は追加の評価をする必要はなく、期中の評価を利用することができる。また、期末日以降に運用状況の評価をおこない、期末日時点の内部統制の有効性を判断することも可能である。例えば、期末日の直前に内部統制を改善した場合は、後者の評価方法（期末日以降の評価）をおこなうことが現実的である。

2-6. “重要な欠陥”は各企業が財務報告への影響度を考慮して判断するものであり、すべての企業にあてはまるものがあるわけではない（問 40、問 41、問 58）

内部統制の“重要な欠陥”がどのようなものであるかは、財務報告に与える影響から判断するものである。内部統制の状況は企業により様々であり、例えば、「会計処理のマニュアルの整備が不十分」という事象のみをもって重要な欠陥と判断することは不適切である。マニュアルの不備を補う他の統制があれば重要な欠陥とはならない。

また、発見された不備が、金額的に大きな虚偽記載につながる可能性のあるものであっても、虚偽記載の発生可能性が低い場合には重要な欠陥には該当しない。内部統制の不備については、金額的・質的な虚偽記載の可能性と発生可能性の両面から、重要な欠陥であるか否かを経営者自ら判断することが求められている。

3. まとめ

日本版 SOX 法の求める内部統制への対応状況については、すでに評価の段階に入っている企業もあれば、整備の途中という企業もあるであろう。いずれの段階にある企業においても、日本版 SOX 法の求める内部統制の意義と主旨を再度認識し、制度の微細にとらわれることなく、効果的・効率的な内部統制の整備・運用を実施していくことが求められている。

る。

また、企業の実態は様々であるため、内部統制の整備・運用については経営者が自ら判断することが求められている。今後は、虚偽記載の発生や重大な誤りの防止のために作られた規程・手順・マニュアル・判断ルール等が、実際に機能しているかの評価がポイントとなる。対応が遅れている企業では評価要員等につき、専門家へ依頼していくことも場合によっては必要になるだろう。

求められているのは、経営者自らが自社の弱み・強みを把握して、自信を持って自社の内部統制を株主・投資家に説明できることである。

以上

(第 203 号 2008 年 8 月発行)

参考資料

◆金融庁「内部統制報告制度に関する Q&A」(平成 20 年(2008 年)6 月 24 日)

<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080624-3/01.pdf>